

地震保険のご案内

火災保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波による損害は補償されません。

地震保険にご加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害や、火災(発生原因を問いません。)が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償の対象となりません。

地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象である建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払例



地震による火災



地震による倒壊



地震を原因とする津波

地震保険の保険の対象

保険の対象となるのは、以下の建物と家財です。

建物

住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。ただし、建物に損害がなく、門、塀、垣のみに損害があった場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。



家財

居住用建物に収容されている家財一式。ただし、以下の保険の対象に含まれないものを除きます。



⚠ 保険の対象に含まれないもの 家財であっても以下のものは保険の対象に含まれません。(火災保険で保険の対象に含める場合であっても、地震保険では保険の対象に含まれません。)

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 1個(または1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品(明記物件)
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの(明記物件)



地震保険の保険金額の設定

保険金額の設定:地震保険が付帯される主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で設定します。

保険金額の限度額:保険の対象ごとに以下のとおりです。

地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して下記限度額を適用します。

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円 ^(注)
家財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

(注)2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用にあたっては、**所定の確認資料のご提出が必要です。**

なお、以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。

詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

割引の種類	割引の適用条件	割引率
免震建築物割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	50%
耐震等級割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	10%・30%・50%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	10%
建築年割引	昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%

* 上記割引率は、平成26年7月1日以降保険始期の地震保険契約に適用されます。

地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。火災保険に付帯して地震保険をお申し込みください。また、地震保険は原則付帯ですが、地震保険に加入されない場合は、保険契約申込書の「地震保険非付帯確認欄」にご署名またはご捺印ください。(火災ナビでのお手続きの場合は、火災ナビの画面上で申し込みを行わない旨の確認チェックをしていただきます。)

* 保険期間の途中から地震保険にご加入することもできます。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

⚠ 警戒宣言発令後の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のでご注意ください。

地震保険金のお支払いについて



以下の内容は平成29年1月1日以降保険始期の地震保険契約に適用されます。

地震保険は、通常の火災保険とは異なり、実際の損害額を保険金としてお支払いするものではありません。損害額の程度によって「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定を行い、それぞれ地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします(時価額が限度)。損害の程度が「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。なお、保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度を確認します。

	損害の程度		お支払いする 保険金
	建物	家財	
全損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 50%以上	家財の損害額が	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が	家財全体の時価額の 80%以上	
	建物の延床面積の 70%以上		
大半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が	家財の損害額が	地震保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
	建物の時価額の 40%以上50%未満	家財全体の時価額の 60%以上80%未満	
	消失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 50%以上70%未満		
小半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が	家財の損害額が	地震保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
	建物の時価額の 20%以上40%未満	家財全体の時価額の 30%以上60%未満	
	消失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%以上50%未満		
一部損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が	家財の損害額が	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)
	建物の時価額の 3%以上20%未満	家財全体の時価額の 10%以上30%未満	
	全損・大半損・小半損に至らない建物か 床上浸水 または地盤面から45cmを超える浸水		

※ お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.3兆円を超える場合、算出された支払保険金額総額に
対する11.3兆円の割合によって削減されることがあります。(平成28年4月現在)

※ 72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

<p>⚠ 損害認定に関する注意点</p> <p>損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。 (国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは 異なります。) 保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸 組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度に応じて、「全損」「大半 損」「小半損」「一部損」を認定します。門、塀、垣、エレベーター、 給排水設備のみに損害があった場合など、主要構造部に該当 しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。</p>	<p>⚠ 損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点</p> <p>損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に 至らない場合は、保険金は支払われません。</p> <p>⚠ 損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点</p> <p>損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の 補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、 終了後に発生した地震等による損害は補償されません。</p>	<p>⚠ 主契約火災保険に関する注意点</p> <p>地震保険金が支払われる場合、主 契約の火災保険では、損害保険金だ けでなく、各種費用保険金(残存物取 片づけ費用など)も支払われません。 (地震火災費用保険金は、地震等によ る火災にかぎり、お支払いの対象とな る場合があります。)</p>
--	--	---

保険金をお支払いできない主な場合

(詳細はご契約のしおり等をご参照ください。)

- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日経過後に生じた損害
- 保険の対象の紛失・盗難の場合 など

地震保険料控除について

お支払いいただいた地震保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。(平成28年4月現在)

※ 地震保険とあわせて地震火災特約をご契約いただいた場合は、地震保険と地震火災特約の保険料の合計額が、地震保険料控除の対象となります。

	所得税	個人住民税
控除対象額	地震保険料の全額(最高50,000円)	地震保険料の1/2(最高25,000円)

- このチラシは「地震保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」をご覧ください。また、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.03-3349-3111

<公式ウェブサイト> <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先